

相山女学園大学・大学院 聴講生 出願案内

1 聴講資格

次に該当する女子とします。

<学部>大学学則第 9 条に規定する大学入学資格を有する者

<大学院>大学院学則第 15 条に規定する大学院入学資格を有する者

2 出願手続

2-1 出願書類

次の書類を一括し、所定の期日までに提出してください。

提出書類		新規申込	継続 ※1
(1)聴講願 (本学所定様式)	1 通	○	○
(2)履歴書 (写真添付のこと) (添付の用紙をご利用いただいても結構です。)	1 通	○	
(3)最終学校の卒業 (修了) 証明書又は卒業 (修了) 見込証明書 ※2	1 通	○	
(4)最終学校の成績証明書 ※2	1 通	○	
(5)健康診断書 ※3 (発行日が出願日から起算して 3 ヶ月以内のもの) (添付の用紙をご利用いただいても結構です。)	1 通	○	
(6)写真台帳 (本学所定様式) (写真添付のこと。写真は縦 4 cm×横 3 cm、 出願前 3 ヶ月以内撮影、裏面に氏名記入のこと。)	1 枚	○	
(7)検定料	10,000 円	○	
(8)その他本学が必要とする書類 ※4			

(備考)

※1 <学部>同一年度内において、前期から継続して後期の科目を出願する場合。

(前年度からの継続受講の場合、新規申込扱いとなります。)

<大学院>前期から継続して後期の科目を出願する場合又は後期から継続して前期の科目を出願する場合。

(聴講期間が 1 年に達し、さらに継続して聴講を志願する場合、新規申込扱いとなります。)

※2 在学中の方は、在学している学校の在学証明書及び成績証明書を提出してください。ただし本学在学学生が出願する場合は在学証明書の提出は必要ありません。

※3 学校保健安全法により入学許可後の健康状況確認のために提出していただきます。検定の可否には使用しません。

※4 日本以外の国籍を有する方は、下記のものを提出してください。

- ①「パスポート」のコピー (A4 版の用紙で氏名、顔写真の記載があるページを提出してください。)
- ②「在留カード」のコピー (両面) (A4 版の用紙でそれぞれ 150%に拡大したものを提出してください。)
- ③「住民票 (外国人)」(居住地を定めてからの提出可)

2-2 出願方法

・出願書類は、すべて揃っていることを確認の上、「8 出願書類提出先・お問合せ先」に、郵送 (簡易書留若しくはレターパックプラス) 又は持参してください。

・検定料は、出願期間内に、次の振込先にお振り込みください (振込手数料は各自のご負担でお願いします)。

<振込先> 銀行名：三菱ＵＦＪ銀行
支店名：星ヶ丘支店
種別：普通
口座番号：0060316
口座名義：学校法人 相山女学園
カナ：ガク) スギヤマジョガクエン

2-3 出願期間 (出願書類の提出及び検定料の振込)

前期及び通年履修	(前年度) 2 月 1 日～2 月末日必着
後期履修	(当該年度) 8 月 1 日～8 月末日必着 (夏季一斉休暇期間を除く。)

※前期科目・後期科目とも出願する場合は、一度の検定で完了します。

※出願締切日が土・日曜日の場合は、直前の金曜日を締切日とします（例：8/31 が土曜日の場合は、8/30 締切）。

※書類準備等の事由により、間に合わない場合は事前にご連絡ください。

3 検定

検定は、当該学部・研究科において、書類選考及び、必要に応じて面接選考により行うものとします。

4 学費等

(1) 聴講を許可された者は、指定の期日までに、次の登録料及び聴講料を納付しなければなりません。

学部	・登録料 10,000 円 ・聴講料 1 科目につき 10,000 円 ※前期から継続して後期の科目を出願する場合、登録料は不要です。
大学院	・登録料 10,000 円 ・聴講料 1 科目につき 10,000 円 ※前期から継続して後期の科目を出願する場合又は後期から継続して前期の科目を出願する場合、登録料は不要です。ただし 1 年の聴講期間終了後、継続して聴講を志願する場合は登録料が必要です。

(2) 学費等の納入については、聴講許可通知とともに振込用紙等をお渡しします。

(3) 納付された聴講料等は、一切返還いたしません。

5 聴講期間

(1) 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から当該年度の前期又は後期の末日まで（大学院の場合は 1 年以内）とします。

(2) 許可された期間を終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて出願するものとします。

6 聴講の範囲

(1) 原則として講義科目に限ります。

(2) 科目は 1 科目及び数科目とします。

※本学ライフデザインカレッジの「大学開放講座」として開放している科目は、聴講生制度としては受入対象科目としません。

7 その他

施設使用等については、個別にご説明します。

8 出願書類提出先・お問合せ先

星が丘 キャンパス	生活科学研究科 現代マネジメント研究科 教育学研究科 生活科学部 外国語学部／国際コミュニケーション学部 情報社会学部／文化情報学部 現代マネジメント学部 教育学部 看護学部	椋山女学園大学 学務部教務課 〒464-8662 愛知県名古屋市千種区星が丘元町 17-3 TEL 052-781-6466 / FAX 052-781-7030 E-mail : kyoumu@sugiyama-u.ac.jp
日進 キャンパス	人間関係学研究科 人間関係学部	椋山女学園大学 日進キャンパス事務課 教務係 〒470-0136 愛知県日進市竹の山 3 丁目 2005 番地 TEL 0561-74-1186 / FAX 0561-73-4443 E-mail : n-kyoumu@sugiyama-u.ac.jp

【注意】 聴講した科目の単位認定は行いません。

単位の修得をご希望の場合は、「科目等履修生」として登録する必要があります。

(学部用)

年 月 日

相山女学園大学長 殿

ふりがな
氏 名

聴 講 願

このたび貴学において、下記のとおり聴講したいので、聴講を許可していただくようお願いいたします。

記

- 1 聴講事由
- 2 聴講期間 (いずれかに○印、年度を記入)
() 通 年 < _____ 年度 前期+後期>
() 前期のみ < _____ 年度 前期>
() 後期のみ < _____ 年度 後期>

3 聴講科目

聴講科目名	単位数	担当教員名	曜日	時限	期別	確認印

受付印

☐ 振込確認

- 4 検定料
- 月 日振込 (予定)

以上

年 月 日

相山女学園大学長 殿

ふりがな
氏 名

聴 講 願

このたび貴学において、下記のとおり聴講したいので、聴講を許可していただくようお願いいたします。

記

1 聴講事由

2 聴講期間 (いずれかに○印、年度を記入)

- () 通年【4月始期】 < _____年度 前期 + 後期>
() 通年【9月始期】 < _____年度 後期 + _____年度 前期>
() 前期のみ < _____年度 前期>
() 後期のみ < _____年度 後期>

3 聴講科目

聴講科目名	単位数	担当教員名	曜日	時限	期別	確認印

受付印

☐ 振込確認

4 検定料

月 日振込 (予定)

以上

履歷書

年 月 日 作成

ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 (満 才)
本 籍 地	都・道・府・県
現 住 所	〒 ー
電 話 番 号	() ー 呼 方
勤務先又は 緊急連絡先	() ー 内 線 ()

最終卒業学校	年 月 卒業（修了）見込・卒業（修了）・中退
最終取得学位	年 月 取得・取得見込 大学

[illegible]

取得 免 許 状	種 類	符 号 番 号	取 得 年 月 日	取得都道府県
				都 道 府 県
				都 道 府 県
				都 道 府 県

健康診断書

氏 名			女	生年月日	年 月 日生
身 長			胸部レントゲン撮影 間 接 No. _____ 直 接 所 見		
体 重					
栄 養 状 態					
脊柱の疾病及び 異常の有無					
胸郭の疾病及び 異常の有無					
視 力	右	()			
	左	()			
聴 力					
眼の疾病及び 異常の有無					
耳鼻咽喉疾患及び 皮膚疾患の有無					
心臓の疾病及び 異常の有無					
血 圧					
検 尿	糖				
	蛋白				

上記のとおり診断します。

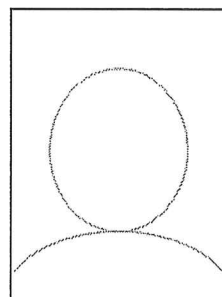
年 月 日

印

写真台帳

(番号は左詰で記入)

学籍番号							
フリガナ							
氏 名							



写真貼付
縦 4.0cm×横 3.0cm

【文字について】

- ・記入は黒サインペンを使って、はっきりと均等に記入すること。
- ・氏名欄枠に文字がかからないこと。

(記入例)

相 山 花 子

【顔写真貼付の注意事項】

学生証の写真は大学卒業まで使用するので、制服による撮影はしないでください。

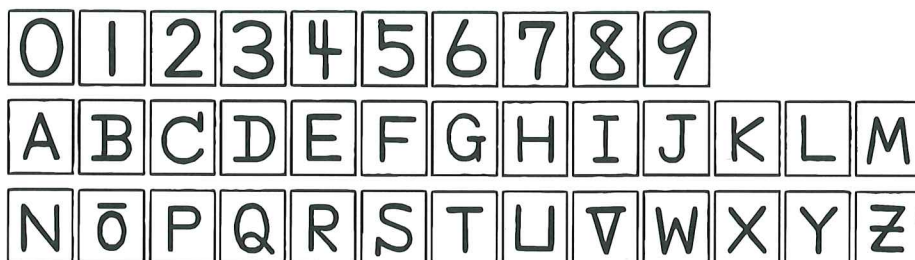
- ・写真は、カラー写真(光沢仕上)を使用してください(絹目仕上は不可です)。
- ・写真サイズは、縦:4.0cm×横:3.0cm を使用してください。
- ・写真は、申請者本人のみ(正面、無帽、肩口まで)が写っているものとしてください。
- ・写真は、3ヶ月以内に撮影したものを使用してください。
- ・写真の頭上は5mm 程度空けるようにしてください。
- ・写真の裏には必ず、受験番号、氏名をソフトな堅さのペンで記入してください。

本台紙は機械で読み取りますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

本台紙の写真およびデータは、個人情報保護法にもとづき、学生証カード作成および学生支援システムに使用します。

【記入文字例】

下記の文字例を参考に受験番号を記入してください。



椋山女学園大学聴講生規準

平成14年大規準第2号
平成14年1月25日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学学則（昭和43年学則第1号）（以下「学則」という。）第47条の2第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 聴講生の聴講資格は、学則第9条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生として聴講を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第9に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 聴講願（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該学部において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとし、その結果に基づき、教授会の審議を経て学長が聴講を許可する。

2 前項の規定により聴講を許可された者には、聴講許可証を発行する。

(登録料及び聴講料)

第5条 聴講を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第10に定める登録料及び学則別表第12に定める聴講料を納付しなければならない。

2 前項により納付された登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から当該年度の前期又は後期の末日までとする。

2 許可された期間の終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講生が聴講することができる授業科目の範囲は、原則として、聴講を許可された学部の卒業研究、演習、及び実験又は実習を伴う授業を除く授業科目とし、1科目又は数科目とする。

(単位の認定等)

第8条 聴講した科目の単位修得の認定は、行わない。

(聴講許可の取消し)

第9条 聴講生として不適当な行為があったときは、聴講許可を取り消すことがある。

(他の規程の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、聴講生に準用する。

(図書館の利用)

第11条 聴講生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第12条 聴講生は、定員外とする。

(雑則)

第13条 聴講生に関して、この規準に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て大学協議会に諮り学長が決定する。

(規準の改廃)

第14条 この規準の改廃は、各学部教授会の議を経て大学協議会に諮り学長が決定する。

附 則

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22年大規準第11号）

この規準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年大規準第10号）

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第17号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

< 大学学則抜粋 >

別表第9（第10条、第37条の2、第47条、第47条の2、第58条関係）

入学検定料等

（単位 円）

入 学 検 定 料	大学入試センター試験利用 による選抜に係る入学検定料	転学部・転学科に係る検定料
35,000	20,000	10,000
科 目 等 履 修 生 に 係 る 検 定 料	聴 講 生 に 係 る 検 定 料	研 究 生 に 係 る 検 定 料
10,000	10,000	10,000

備考

複数回の受験を志願する場合及びインターネットを利用して出願する場合は、入学検定料を減額することができる。

別表第10（第43条、第44条、第47条、第47条の2、第58条関係）

入学金及び登録料

（単位 円）

入 学 金			登 録 料		
新 入 学 生	転 入 学 生 及 び 編 入 学 生	再 入 学 生	科 目 等 履 修 生	聴 講 生	研 究 生
200,000	200,000	100,000	30,000	10,000	20,000

備考

同一年度に複数の学部で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。

別表第12（第47条、第47条の2、第58条関係）

履修料、聴講料及び研究料

（単位 円）

履修料（1単位につき）	聴講料（1科目につき）	研究料（年額）
15,000	10,000	60,000

生活科学部の研究生については、管理栄養学科は年額52,000円、生活環境デザイン学科は年額35,000円の実験実習費を別途徴収する。

相山女学園大学大学院聴講生規準

令和2年大規準第1号
令和2年1月24日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、相山女学園大学大学院学則（昭和52年学則第1号。以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 聴講生の聴講資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生として聴講を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第4に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 聴講願（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとし、その結果に基づき、研究科委員会の審議を経て学長が聴講を許可する。

2 前項の規定により聴講を許可された者には、聴講許可証を発行する。

(登録料及び聴講料)

第5条 聴講を許可された者は、指定の期日までに、学則第29条第2項に定める登録料及び聴講料を納付しなければならない。

2 前項により納付された登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間の終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講生が聴講することができる授業科目の範囲は、原則として、聴講を許可された研究科の講義科目に限るものとし、1科目又は数科目とする。

(単位の認定)

第8条 聴講した科目の単位修得の認定は、行わない。

(聴講許可の取消し)

第9条 聴講生として不適当な行為があったときは、聴講許可を取り消すことがある。

(他の規程の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、聴講生に準用する。

(図書館の利用)

第11条 聴講生は、本学の図書館を利用することができる。

(雑則)

第12条 この規準に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(規準の改廃)

第13条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第14号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する

<大学院学則抜粋>

別表第2（第13条関係）

申 請 者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	な し
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	な し
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)			
入 学 検 定 料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)				
入 学 金		登 録 料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 相山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、相山女学園大学又は相山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 相山女学園大学大学院修士課程を修了した者が相山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)			
研 究 科	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	実験実習費 (年額)
生 活 科 学 研 究 科	500,000	230,000	60,000
人 間 関 係 学 研 究 科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教 育 学 研 究 科	500,000	250,000	

別表第5-2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)				
研 究 科	年次	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	実験実習費 (年額)
生 活 科 学 研 究 科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人 間 関 係 学 研 究 科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教 育 学 研 究 科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料及び履修料 (単位 円)		
研究料 (年額)	履修料 (1単位につき)	聴講料 (1科目につき)
60,000	15,000	10,000